

天草飛行場における小型無人機飛行承認申請要領

令和2年12月1日制定

（目的）

第1条 この要領は、天草飛行場の空港供用規程第4条第2号に規定する天草飛行場の用地の上空における小型無人機の飛行に関する承認申請手続きを定めることにより、天草飛行場における犯罪及び事故の未然防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この要領は、航空法（昭和27年法律第231号。以下同じ。）に基づく手続きを経て天草飛行場の用地の上空の飛行が認められた小型無人機については、適用しない。

（定義）

第3条 この要領において「小型無人機」とは、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第2条第3項に規定する小型無人機をいい、航空法第2条第22項に規定する無人航空機を含むものとする。

2 この要領において「天草飛行場の用地」とは、天草飛行場の着陸帯、滑走路、誘導路、エプロン等の基本施設、航空保安施設（灯火・無線）、気象観測施設、消防施設、電気施設、ターミナルビル施設、駐車場施設、公園施設、道路その他の空港施設の敷地として熊本県が所有し、一体的に管理している土地をいう。

（飛行の承認申請）

第4条 天草飛行場の用地の上空において小型無人機を飛行させようとする者は、あらかじめ小型無人機飛行承認申請書（別記第1号様式。以下次項において「申請書」という。）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 救難活動、緊急時その他特別の事情により前項による申請書を提出する暇がない場合には、電話その他の方法により申請を行うことができる。

この場合において、申請書を提出できない事情が止んだときは、速やかに申請書を知事に提出しなければならない。

（飛行の承認）

第5条 前条に基づく申請があった場合、熊本県天草空港管理事務所処務規程（平成11年熊本県訓令第23号）第6条第30号の規定に基づき、熊本県天草空港管理事務所長（以下「所長」という。）は、別に定める基準に適合する場合、これを承認することができるものとする。

2 所長は、前項の規定に基づき承認の決定をしたときは、小型無人機

飛行承認書（別記第2号様式）を、不承認の決定をしたときは小型無人機飛行不承認決定書（別記第3号様式）を、当該申請者に対して交付するものとする。

附則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。